

発生予防対策の重要ポイント

1 衛生管理区域の設定、農場・豚舎への出入りの際の洗浄・消毒の徹底

2 衛生管理区域専用の衣服、靴の設置と使用の徹底

- 交換前の衣服や靴から、
交換後のものに汚れを移さない！
(交差汚染の防止)



3 畜舎等及び器具の定期的な清掃又は消毒等

- 畜舎だけでなく重機や器具も定期的に消毒
(特に衛生管理区域外から持ち込む場合は、
水洗・消毒を十分に行う)



4 他の畜産関係施設等に入った者が衛生管理区域へ立ち入る際の措置

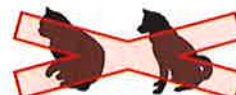
- 可能な限り立ち入らせず、立ち入る際は消毒と記録の保管を！

5 野生動物・愛玩動物等からの病原体の侵入防止

- 野生動物との接触がないようにする
(電柵、フェンスの設置、除草等により
接近しにくい環境を作る)



- 衛生管理区域内で犬・猫等の愛玩動物を飼養しない



6 食品廃棄物等を原材料とする飼料を給与する場合の加熱処理の徹底

- 生肉等を含む場合は70°C以上30分以上
もしくは80°C以上3分以上加熱する



7 飼養管理の記録の保管

- 日頃から出荷や異状の有無、死亡などについて記録する

8 毎日の健康観察、早期発見・早期通報の徹底

異状を発見した際は直ちに通報しましょう！

宮崎家畜保健衛生所 0985-73-1377	日南駐在 0987-64-2212
都城家畜保健衛生所 0986-62-5151	小林駐在 0984-22-7011
延岡家畜保健衛生所 0982-32-4308	高千穂駐在 0982-72-2511